

令和4年度11月・12月 補正予算の主な事業

事業名	予算額 (千円)	内容	担当課
民生委員・児童委員用タブレット購入	4,088	民生委員・児童委員の活動用タブレットを購入します。	福祉課 ☎ 33-6382
住民税均等割世帯に対する臨時特別給付金	60,750	住民税均等割のみの課税世帯へ特別給付金を給付します。 今回、国より公的給付金の指定を受け支給対象者が確定したことにより給付金予算を増額し、対象世帯へ個別に通知いたします。	
肥料価格高騰対策事業補助金	53,257	肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため助成を行います。	産業振興課 ☎ 33-6034
台風災害に伴う営農継続事業補助金	3,750	台風災害に伴い、被災した農業者の栽培再開へ向けて支援を行います。	
漁業経営継続緊急支援事業補助金	5,250	台風災害に伴い、被災した養鰻施設への復旧支援を行います。	



税金を滞納するとどうなる？

日本国憲法第30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と規定しており、納税は国民の義務です。

滞納となっている税金を放置することは、納期限内にきちんと納付している大多数の納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、税はすべての公共サービスの原資であり、新富町が行政サービスを提供していくうえで、欠かせない財源となっています。

町では納期限内に納付がない方に対して、督促状や催告書、電話、訪問等により、自主納付を促しています。それでも納付がない場合は、法に基づき、財産調査の上、滞納処分を行います。

滞納処分の流れ

- **納期限を過ぎると**
納期限の翌日から延滞金が発生します。延滞金も滞納処分の対象です。
- **督促および催告**
督促状を送付し、未納となっている税金を納めるよう促します。それでも納付がない場合は、催告書や電話による催告を行う場合があります。（※地方税法第331条では、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされています。）
- **財産調査**
金融機関、勤務先、取引先などに対して、滞納者の財産調査を行います。
（※国税徴収法第141条から147条の規定により、差し押えなどの必要がある場合、滞納者やその関係者の意思に関係なく、住居や店舗などを検索することができます。）
- **財産差押**
滞納者の意思に関わらず、財産調査で発見した財産を差し押さえます。
- **換価処分**
差し押さえた財産は公売会などを経て、税金の滞納に充てられます。

財産調査や差押をされると、社会的信用を失うことにもなりかねません。未納の税金がある場合は、速やかに納付してください。やむを得ない理由で一時的に税金を納付することが困難なときは、税務課までご相談ください。

【問合せ先】 税務課 収納係 ☎ 33-6076